

幸手駅舎の橋上化に向けて

市では、幸手駅舎を橋上化するとともに、線路と倉松川により分断された東西の地区を結ぶ自由通路について、一体的な整備を進めています。

この事業により、整備が完了した東口駅前広場と西口土地区画整理事業により整備する西口駅前広場などの行き来が容易になり、また、新たに西口からも直接鉄道を利用できるようになります。

平成27年度の事業として、橋上駅舎および自由通路建築工事に向け、夏ごろには、仮駅舎建築工事を開始する予定です。



▼今後の事業予定 〈平成27～28年度〉

仮駅舎建築工事

〈平成28～29年度〉

橋上駅舎・自由通路建築工事

〈平成30年3月末〉

橋上駅舎・自由通路利用開始

※なお、自由通路の壁面について、地域の景観に配慮したより親しみやすいものとするため、3つのデザインの中からアクセントカラーの投票を行います。本紙折込みチラシを参照の上、ぜひ、投票をお願いします。

デマンド交通システムの運行を開始します

みなさんの日常生活を支える足となる公共交通網を確保し、公共施設などへの移動を円滑にすることを目的に、より便利な交通手段として、デマンド交通システムを新たに導入します。

デマンド交通システムは、決まった時間に決まったルートを行くバスや、自由な時間に自由な場所で乗降りができるタクシーとは異なり、あらかじめ利用登録をした上で、電話予約により、自

宅などから目的地へ、また、目的地から自宅などへと乗合いにより移動する運行形態です。

※利用登録や利用方法などの

詳細については、広報さつて5月号などで、ご案内します。



全小学校敷地内に放課後児童クラブを

保護者が就労などの理由により、昼間家庭に居ない児童に、学校の余剰教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、現在、市内に7か所（うち5か所は小学校敷地内）あります。

今後、小学校の敷地内に設置されていない、つぎの4小学校について、新たな放課後児童クラブの設置に向け、新設のための工事や設置準備を行っていきます。

▼今後の事業予定 〈平成28年度開室〉

- ・権現堂川小学校
- ・さくら小学校

〈平成29年度開室〉

- ・吉田小学校
- ・八代小学校



老朽化した施設の長寿命化を図ります

市では、昭和40年代後半～50年代の人口急増期に多くの公共施設を建設しました。これらは、建設から30年以上が経過し、今後、大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。地域の状況や、みなさんのニーズなどを踏まえ、計画的な維持更新を行っていきます。

▼橋りよう

安心で円滑な通行の確保のため、橋りよう長寿命化修繕計画に基づき、道路橋の点検



を行うとともに、平成27年度には、古川橋（下吉羽～下宇和田）の架替えに向けた仮橋設置工事を行います。

▼公園施設

公園施設長寿命化のため、公園の遊具などについて計画的な更新を行っていきます。

▼し尿処理施設

平成26・27年度の2か年で実施しているひばりヶ丘桜泉園のし尿処理施設改良工事を引き続き行います。

7月からパスポートの申請受付・交付を開始

これまで、パスポート申請の受付や交付は、県のパスポートセンターで行われていました。

7月から、みなさんの利便性向上のため、県からの権限移譲を受け、

市役所本庁舎市民課窓口において、パスポートの申請

受付および交付を開始しますので、ご利用ください。

※申請方法などの詳細については、広報さつて6月号などでお知らせします。



プレミアム付商品券発行などのお知らせ

市では、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用しながら、平成 27 年度に以下の事業を実施していきます。詳細については、それぞれ準備ができ次第、広報紙や市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)などでお知らせしていきます。

事業名	内容	開始時期	問合せ
プレミアム付商品券の発行	商工会と連携し、市内商店などで利用できるプレミアム付商品券(プレミアム率 30%)を発行します。商品券 1 冊 10,000 円で 13,000 円分のお買物ができます。	5 月下旬 (本紙折込み参照)	商工観光課 ☎(43) 1111 内線 592 FAX(43) 1123
多子世帯への商品券の給付	中学生以下の子どもを 3 人以上養育する世帯に市内の商店などで利用できる商品券(13,000 円分)を給付します。	6 月上旬	子育て支援課 ☎(42) 8454 FAX(42) 2130
子育て世帯への 幸手産特別栽培米コシヒカリの給付	中学生以下の子どもを養育する世帯に幸手産特別栽培米コシヒカリ(精米 5 kg)を給付します。	9 月下旬	
多子世帯の保育料の軽減	保育所を利用する子どものうち、第 3 子以降の 2 歳以下の子どもの保育料を免除します。	4 月 (6 頁参照)	
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦の不妊治療費を助成します。対象者は、県の不妊治療費助成事業の決定を受けた人で、助成限度額は 100,000 円です。	4 月 (16 頁参照)	健康増進課 ☎(42) 8421 FAX(42) 2130
3 世代の 同居・近居支援のための助成	親・子・孫の 3 世代の同居・近居を支援するため、住宅取得購入費の一部を助成します。限度額は 500,000 円です。	5 月	政策調整課 ☎(43) 1111 内線 242 FAX(43) 3783

住宅リフォーム費用の一部補助

対象 つぎのすべての要件に該当する人

- ① 市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住している
- ② 市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- ③ 対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない
- ④ 対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼補助額 工事、設計費(税抜き)の 5% 相当額

※ 1,000 円未満切捨て。100,000 円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)を持参の上、直接建築指導課窓口へ

前期／4 月 10 日(金)から 後期／9 月 2 日(水)から

▼対象工事・設計 設計、工事費が 20 万円以上(税抜き)で、平成 27 年 4 月 1 日以降に着工・着手し、平成 28 年 2 月 29 日までに完了するもの

※ 工事・設計が、すでに完了しているものは対象外

※ 市内施工業者・設計業者に発注したものが対象

・改築工事 住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事

・増築工事 住宅部分の床面積を増加させる工事

・修繕・模様替え 住宅本体の修繕、模様替え

・設備工事 台所、浴室、洗面所、暖房・給湯機・省エネルギー設備

・公共下水道への接続工事

※ 工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。また、住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度があります。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572・FAX(43) 7656

住宅用太陽光発電システム 設置に対する補助

対象 市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に初めて太陽光発電システムを設置し、かつ、つぎのすべての要件に該当する人

- ① 平成 27 年 4 月 1 日以降に工事契約を締結し、平成 28 年 2 月 29 日までに工事が完了するもの
- ② 市税などの滞納がない
- ③ 対象住宅や敷地が関係法令に違反していない
- ④ 対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない

※ 賃貸住宅および集合住宅の場合、太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合、法人が申請する場合は対象外

▼太陽光発電システムの条件

一定の認証、性能保証が確保されている未使用品を使用し、かつ、電力会社と電灯契約を締結し、系統連結を行うこと

▼補助額 太陽光発電システム 1Kw あたり 20,000 円

※ 80,000 円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 4 月 13 日(月)から交付申請書に下記添付書類を添え、直接環境課窓口へ(郵送不可)

※ 申込みは、太陽光発電システムの工事着手前に行ってください。

▼添付書類

- ① 工事内訳が明記された契約書(見積書)の写し
- ② 設置工事着手前の現況写真
- ③ 設置する場所の略図
- ④ 発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤ 市税の完納証明書

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226